

滋賀青税

11月 定例会 のお知らせ

2025年10月吉日
近畿青年税理士連盟滋賀県支部
支 部 長 大黒 将範
事業部長 野坂 直之

会 員 各 位

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、支部活動に格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、11月 定例会につきまして下記のとおり決定いたしましたのでご連絡させていただきます。

敬具

日時

2025年11月15日（土）

13：40～17：00

場所

G-NETしが 男女共同参画センター 視聴覚室

近江八幡市鷹飼町80-4

0748-37-3751

アクセス：JR近江八幡駅南口より徒歩5分

研修資料は電子配布いたしますので、各自PCやタブレット(スマホ)等をご持参ください

次第

認定研修3時間

13：40～13：50

各分会報告・伝達事項

13：50～15：20

テーマ： 『経営事項審査 評点アップのポイント』

講 師： 税理士法人荻田会計事務所 村田 賢一 会員

概 要： 建設業を営む顧問先にとって、経営事項審査は公共工事の受注に直結する重要な審査です。
今回は、経営事項審査の全体像をわかりやすく整理し、税理士が関与できるポイントを解説します。

15：20～15：30

休 憩 （お茶は各自でご用意くださいませ）

15：30～17：00

テーマ： 『権利・義務の作法について勉強しよう②
～南九州税理士会政治献金事件編～』

講 師： 石井税理士事務所 石井 重洋 特別会員

概 要： 憲法上の基本的人権のうち自由権とは国家から干渉されない権利であり、殊に思想良心の自由は不可侵であるとされる（日本国憲法第19条「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。」）。かかる自由権につきかの重要判例のレイシオ・デシデンダイを通じて正しいかつ骨太の作法を勉強しましょう！
税理士のみなさんに密接に関係する問題でもあります。みなさんが思う一つのギモンが解決することでしょう。

懇親会

未定

なお、今回の例会は、会場のみで実施致します。

いずれかに○印の上、 **11月13日** までに、 [ホームページの例会出席簿に登録](#) にてご連絡をお願いいたします。

※ホームページに登録の場合は、トップページ→会員専用→例会出席簿にて登録できます。

<http://www.shiga-aozei.jp/> よりログインしてください。（ID：登録番号 パスワード：sigaken）

（ご不明な場合は野坂までお問い合わせください。）

連絡先

野坂 直之（TEL：0749-22-3757）

ホームページ
での
返信にご協力
お願いします